信州学び円卓会議運営委員会会則 新旧対照表

改正案	現行
(名 称)	(名 称)
第1条 この会は、信州学び円卓会議運営委員会(以下「運営委員会」	第1条 この会は、信州学び円卓会議運営委員会(以下「運営委員会」
という。)と称する。	という。)と称する。
(目 的)	(目 的)
第2条 運営委員会は、変化が激しく先行き不透明な時代にあって。	第2条 運営委員会は、変化が激しく先行き不透明な時代にあって。

第2条 運営委員会は、変化が激しく先行き不透明な時代にあって、 これからの子どもたちにとって学びの選択肢の充実や個別最適な学 びを実現するために何が必要かを幅広く検討し、関係する様々な主体 における取組や県民全体の機運醸成につなげることを目的とする。

(事業)

第3条 運営委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 信州学び円卓会議の準備、開催等に関すること。
- (2)子どもたちにとっての最適な学びのあり方を考える県民との意見交換に関すること。
- (3)子どもたちにとっての最適な学びについての調査・研究、情報発信に関すること。
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(構 成)

第4条 運営委員会は、第2条に規定する目的を達成するため、別表 に掲げる、学識経験者、学校関係者、教育関係者、市町村長、市町村 教育委員会関係者をもって構成する。

第2条 運営委員会は、変化が激しく先行き不透明な時代にあって、 これからの子どもたちにとって学びの選択肢の充実や個別最適な学 びを実現するために何が必要かを幅広く検討し、関係する様々な主体 における取組や県民全体の機運醸成につなげることを目的とする。

(事業)

第3条 運営委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 信州学び円卓会議の準備、開催等に関すること。
- (2)子どもたちにとっての最適な学びのあり方を考える県民との意見交換に関すること。
- (3)子どもたちにとっての最適な学びについての調査・研究、情報発信に関すること。
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(構 成)

第4条 運営委員会は、第2条に規定する目的を達成するため、別表に掲げる、学識経験者、学校関係者、教育関係者、市町村長、市町村教育委員会関係者をもって構成する。

(役 員)

第5条 運営委員会に、委員長1名、副委員長1名、監事2名を置く。 2 委員長は委員の中から選任する。副委員長、監事は委員長が指名 する。

(役員の職務)

第6条 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐する。委員長に事故あるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 監事は、運営委員会の会計及び業務を監査する。

(任期)

第7条 委員の任期は、選任されたときから第2条に掲げる目的が達成されたときまでとする。

- 2 新たに就任した委員の任期は、前項と同様とする。
- 3 委員を辞退しようとする者は、委員長に申し出ることとする。
- 4 委員長は、<u>前項の規定により</u>委員の変更があった場合は、次の<u>運</u> 営委員会の会議(以下「運営会議」という。) において報告するものと する。

(運営会議)

第8条 <u>運営会議</u>は、委員長、副委員長、監事及び委員(以下「委員等」という。)の出席により開催する。

- 2 運営会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 3 運営会議は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
- (1) 運営委員会会則に関する事項
- (2) 第3条に掲げる事業に関する事項
- (3) 事業計画及び事業報告に関する事項

(役員)

第5条 運営委員会に、委員長1名、副委員長1名、監事2名を置く。 2 委員長は委員の中から選任する。副委員長、監事は委員長が指名 する。

(役員の職務)

第6条 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐する。委員長に事故あるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 監事は、運営委員会の会計及び業務を監査する。

(任期)

第7条 委員の任期は、選任されたときから第2条に掲げる目的が達成されたときまでとする。

- 2 新たに就任した委員の任期は、前項と同様とする。
- 3 委員を辞退しようとする者は、委員長に申し出ることとする。
- 4 委員長は、委員の変更があった場合は、次の会議において報告するものとする。

(運営会議)

第8条 運営委員会の会議(以下「運営会議」という。)は、委員長、 副委員長、監事及び委員(以下「委員等」という。)の出席により開催 する。

- 2 運営会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 3 運営会議は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
- (1) 運営委員会会則に関する事項
- (2) 第3条に掲げる事業に関する事項

- (4) 予算及び決算に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施に係る必要な事項
- 4 運営会議は、委員等の過半数の出席がなければ開会できない。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意 見を聞くことができる。

(議 決)

第9条 運営会議の議事は、出席した委員等の過半数の同意をもって 決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 運営会議の議決権を持つ者が、やむを得ない理由のため運営会議 に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について、書面に よる書面表決、又は代理人に表決を委任する表決委任をすることがで きる。この場合、前項の規定の適用については、運営会議に出席した ものとみなす。

(委員長の専決)

第 10 条 委員長は、第8条第3項に掲げる事項のうち、次の場合に は副委員長並びに事務局と協議の上、これを専決することができる。

- (1)緊急を要し、運営会議を招集することが困難であると認められ るとき。
- (2)委員の辞退に伴う別表の改正を行うとき。
- 2 委員長は、前項の規定により専決したときは、これを次の運営会 議において報告しなければならない。

(円卓会議)

第11条 運営委員会は、第3条(1)に規定する事業を行うため、委 | 第11条 運営委員会は、第3条(1)に規定する事業を行うため、委 員長の招集により信州学び円卓会議を(以下「円卓会議 | という。)以 | 員長の招集により信州学び円卓会議を(以下「円卓会議 | という。)以

- (3) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (4) 予算及び決算に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施に係る必要な事項
- 4 運営会議は、委員等の過半数の出席がなければ開会できない。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意 見を聞くことができる。

(議 決)

第9条 運営会議の議事は、出席した委員等の過半数の同意をもって 決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 運営会議の議決権を持つ者が、やむを得ない理由のため運営会議 に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について、書面に よる書面表決、又は代理人に表決を委任する表決委任をすることがで きる。この場合、前項の規定の適用については、運営会議に出席した ものとみなす。

(委員長の専決)

第10条 委員長は、第8条第3項に掲げる事項のうち、緊急を要し、 運営会議を招集することが困難であると認められるときは、副委員長 並びに事務局と協議の上、これを専決することができる。

2 委員長は、前項の規定により専決したときは、これを次の運営会 議において報告しなければならない。

(円卓会議)

下のとおり開催する。

- 2 円卓会議は、運営委員会の役員及び委員をもって構成する。
- 3 円卓会議に座長、副座長を置く。
- 4 円卓会議の座長は、委員長が務める。
- 5 円卓会議の副座長は、副委員長が務める。
- 6 円卓会議は専門的な観点から助言を得るため、円卓会議にオブザ ーバーを置くことができる。
- 7 円卓会議のオブザーバーは座長が指名する。
- 8 円卓会議の座長は、必要に応じ、構成員以外の出席を求め、その 8 円卓会議の座長は、必要に応じ、構成員以外の出席を求め、その 意見を聞くことができる。
- 9 円卓会議は、第2条に規定する目的を達成するために必要な事項 │ 9 円卓会議は、第2条に規定する目的を達成するために必要な事項 を議論する。
- 10 円卓会議の構成員の任期は、第 14 条の規定により運営委員会が 10 円卓会議の構成員の任期は、第 14 条の規定により運営委員会が 解散する日までとする。
- 11 第 14 条の規定による運営委員会の解散をもって、円卓会議を解 散する。

(事務局)

第 12 条 運営委員会の事務を処理するため、事務局を長野県県民文 化部県民の学び支援課内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(財務)

第 13 条 運営委員会の経費は、長野県負担金及びその他の収入をも って充てる。

2 運営委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日 に終わる。ただし、設置された年度にあっては、本会則の施行の日か ら令和6年3月31日までとする。

下のとおり開催する。

- 2 円卓会議は、運営委員会の役員及び委員をもって構成する。
- 3 円卓会議に座長、副座長を置く。
- 4 円卓会議の座長は、委員長が務める。
- 5 円卓会議の副座長は、副委員長が務める。
- 6 円卓会議は専門的な観点から助言を得るため、円卓会議にオブザ ーバーを置くことができる。
- 7 円卓会議のオブザーバーは座長が指名する。
- 意見を聞くことができる。
- を議論する。
- 解散する日までとする。
- | 11 第 14 条の規定による運営委員会の解散をもって、円卓会議を解 散する。

(事務局)

第 12 条 運営委員会の事務を処理するため、事務局を長野県県民文 化部県民の学び支援課内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(財 務)

第 13 条 運営委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充 てる。

2 運営委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日 に終わる。ただし、設置された年度にあっては、本会則の施行の日か ら令和6年3月31日までとする。

- 3 運営委員会の予算は、運営会議の議決により定め、決算は、監事の監査を経て運営会議の承認を得なければならない。
- 4 運営委員会の財務に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(解 散)

第14条 運営委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときに、 運営会議の決定により解散する。

(残余の財産)

第 15 条 運営委員会が解散するときに存する残余財産は、長野県に帰属する。

(補 則)

第 16 条 この会則に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この会則は、令和5年9月1日から施行する この会則の変更は、令和6年5月10日から施行する

- 3 運営委員会の予算は、運営会議の議決により定め、決算は、監事の監査を経て運営会議の承認を得なければならない。
- 4 運営委員会の財務に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(解 散)

第14条 運営委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときに、運営会議の決定により解散する。

(残余の財産)

第 15 条 運営委員会が解散するときに存する残余財産は、長野県に帰属する。

(補 則)

第 16 条 この会則に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この会則は、令和5年9月1日から施行する